

岩手県告示第 527 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	J A 新いわてヘルパーステーションみやこ	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 5 月 1 日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	宮古市千徳デイサービスセンター	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 5 月 1 日

3 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社盛岡補聴器センター	岩手郡滝沢村滝沢字穴口 463 番地 11	有限会社盛岡補聴器センター	岩手郡滝沢村滝沢字穴口 463 番地 11	平成 20 年 3 月 1 日

4 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人典人会	大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地	小規模多機能ホーム「後ノ入」	大船渡市赤崎町字後ノ入 73 番地 3	平成 20 年 4 月 1 日
社会福祉法人親和会	下閉伊郡山田町船越第 9 地割 5 番地 2	小規模多機能センターやすらぎ	下閉伊郡山田町船越第 6 地割 15 番地 2	〃

5 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	J A 新いわて介護支援センターみやこ	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 5 月 1 日

6 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	J A 新いわてヘルパーステーションみやこ	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 5 月 1 日

7 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	

新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	宮古市千徳デイサービス センター	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 5 月 1 日
-----------	-------------------------	---------------------	-----------------	-----------------

8 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人典人会	大船渡市大船渡町字山馬越 196 番地	小規模多機能ホーム「後 ノ入」	大船渡市赤崎町字後ノ 入 73 番地 3	平成 20 年 4 月 1 日
社会福祉法人親和会	下閉伊郡山田町船越第 9 地割 5 番地 2	小規模多機能センターや すらぎ	下閉伊郡山田町船越第 6 地割 15 番地 2	〃